

# 小児在宅等在宅医療連携拠点事業

## 事業化の背景

### ○ 医療的ケア児の増加

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）は近年増加している。

### ○ 地域包括ケアシステムの構築

NICUで長期の療養を要した小児等についても、在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることができ、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制の構築が必要。

### ○ 小児の在宅医療に取り組む医療機関等

小児を扱う在宅医や訪問看護ステーションが少ない。

## 対応方向

・ 関係者への研修・普及啓発等による、小児等の在宅医療に取り組む医療機関等の拡充

・ 医療機関・福祉等関係機関間の顔の見える関係の構築

・ 在宅で療養する患者等への相談支援体制の整備

## 補助メニューと概要

### 1 全道事業

#### ・ 一般住民向け等の普及啓発

小児の在宅医療等に関する理解の促進を図るための普及啓発

#### ・ 医療従事者等を対象とした技術習得のための研修

同行研修や診療所・訪問看護ステーション等に対する、疾患の特徴と診断方法、人工呼吸器の選定・調整方法の講習等

#### ・ 地域拠点事業(圏域)実施地域等への支援

地域拠点事業(圏域)実施事業者や、上記以外の地域における小児在宅医療の推進に係る取組の実施

### 2 地域拠点事業(圏域)

#### ・ 関係者の連携強化に向けた取組

地域の医療・福祉・教育等の資源や制度を把握し、在宅医療を導入する際の参考となるよう情報を整理、関係者へ提供。地域の関係者による意見交換の場を開催し、情報共有を図る。

#### ・ 患者・家族に対する相談支援

患者等からの相談対応支援

# 小児在宅等在宅医療連携拠点事業

メニュー	補助先	補助対象経費等	補助率	補助上限
1 全道事業	(1)医療機関 (2)指定訪問看護事業者 (3)郡市医師会 (4)市町村 (5)福祉サービス等を実施している法人	(1)～(3)の事業を行うに当たっての次に掲げる経費 ・講習会開催や啓発資材等に要する事務経費 （医療関係者以外の福祉・教育等の関係者も参加し開催することが可能） ・医師や事務職員等の人件費（給料・手当・社会保険料事業主負担分：資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助）  (1)講演会の開催やパンフレットの配布等を通じた一般住民向け普及啓発 (2)医療従事者向け同行研修等人材育成 (3)2の地域拠点事業（圏域）実施事業者等への支援 ※(1)～(3)全ての事業を実施すること	10/10 以内	[年額] <b>8,033千円</b> ※開始時期、取組実績により異なる。
2 地域拠点事業（圏域）	(1)医療機関 (2)指定訪問看護事業者 (3)郡市医師会 (4)市町村 (5)福祉サービス等を実施している法人	(1)及び(2)の事業を行うに当たっての次に掲げる経費 ・講習会開催や啓発資材等に要する事務経費 （医療関係者以外の福祉・教育等の関係者も参加し開催することが可能） ・医師や事務職員等の人件費 （給料・手当・社会保険料事業主負担分：資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助）  (1)意見交換会の開催や、地域資源の情報収集・発信等関係強化に向けた取組 (2)相談窓口の設置やピアサポートの場の提供など、小児等の患者・家族に対する相談支援 ※(1)及び(2)両方の事業を実施すること <b>なお、この取組は、小児等の在宅医療についての専門的な知識、技術等を有する地域の医療機関を交えて行うものとする。</b>	10/10 以内	[年額] <b>1,372千円</b> ※開始時期、取組実績により異なる。

※ 補助の条件＝市町村や道が実施する在宅医療関連施策に協力し、地域における在宅医療サービスの充実に努めること。  
(市町村に対し、協力機関として情報提供します。)